



平成 30 年 7 月 4 日

各位

会社名 田淵電機株式会社  
代表者名 取締役社長 貝方士 利浩  
(コード番 6624 東証第一部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員  
経営管理本部統括 佐々野 雅雄  
(電話番号 06-4807-3500)

事業再生 ADR 手続における全お取引金融機関を対象とする  
第 1 回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 25 日付「事業再生 ADR 手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続(以下、「事業再生 ADR 手続」といいます。)の下で事業再生に取り組んでおります。当社は、平成 30 年 6 月 25 日、事業再生 ADR 手続の取引団体であり、法務省及び経済産業省より認証・認定を受けている、事業再生実務家協会との連名で、全お取引金融機関に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。そして、本日、事業再生 ADR 手続の対象債権者となる全お取引金融機関の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議(第 1 回債権者会議)を開催いたしました。

第 1 回債権者会議は無事成立し、全お取引金融機関から「一時停止の通知書」について同意(追認)を得るとともに、一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時(会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。)まで延長することにつきご了承をいただきました。また、事業再生計画案の協議のための債権者会議(第 2 回債権者会議)及び事業再生計画案の決議のための債権者会議(第 3 回債権者会議)の開催日時についても、後述するスケジュールのとおりご了承いただきました。さらに、当社は、主要取引金融機関から、資金調達(DIPファイナンス)を行うことを計画しておりますが、当該借入れを行うこと、当該借入れに係る債権について優先弁済権を付与すること等についても、全お取引金融機関からご了承をいただきました。

今後は、事業再生ADR手続の中で、全お取引金融機関と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、事業再生計画案を策定し、第 1 回債権者会議でご了承いただきましたスケジュールに基づき、全お取引金融機関の同意による成立を目指してまいります。

事業再生 ADR 手続に関するスケジュールは以下のとおりです。ただし、当該スケジュールは、手続の進捗状況等によって、変更される可能性があり、必要に応じて続行期日を設けることを予定しております。

平成 30 年 8 月 6 日予定 第 2 回債権者会議(事業再生計画案の協議のための債権者会議)  
平成 30 年 9 月 27 日予定 第 3 回債権者会議(事業再生計画案の決議のための債権者会議)

以上